

「市民生活・地域コミュニティとの調和，誰もが暮らしやすい社会」の実現に向けて

「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」報告書

令和3年2月

本市では、昭和53年（1978年）に「世界文化自由都市宣言」を宣言するとともに、近年では、SDGsやレジリエンスの理念の下、持続可能で誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて取り組んできました。

とりわけ、多文化共生に関しては、平成20年（2008年）に策定した「京都市国際化推進プラン～多文化が息づくまちを目指して～」に基づき、外国人が暮らしやすく、活躍できるまちを推進するため、各種生活支援やコミュニケーション支援を行うとともに、留学生や、研究者・企業人・芸術家など、様々な高度人材を受け入れるための環境整備を進めてきた結果、現在、153の国と地域から約4万6千人（令和2年12月末時点）の外国人が本市に在住しています。

こうした中、国においては、少子高齢化に伴う労働力人口の減少を背景に、外国人を受け入れるため、平成31年（2019年）4月に、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以降：改正入管法）」を施行しました。

この法改正により、本市においても、今後増加が予想される外国人と、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域の活性化につなげる方策を検討するため、全庁横断的なプロジェクトチーム（「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」）を設置し、情報共有を進めるとともに、各局区等の多文化共生に関する取組を推進してきました。

本報告書は、プロジェクトチームが多文化共生に取り組んできました2年間を振り返るとともに、そこで得た成果や課題をまとめ、今後の方向性について検討したものです。

報告内容

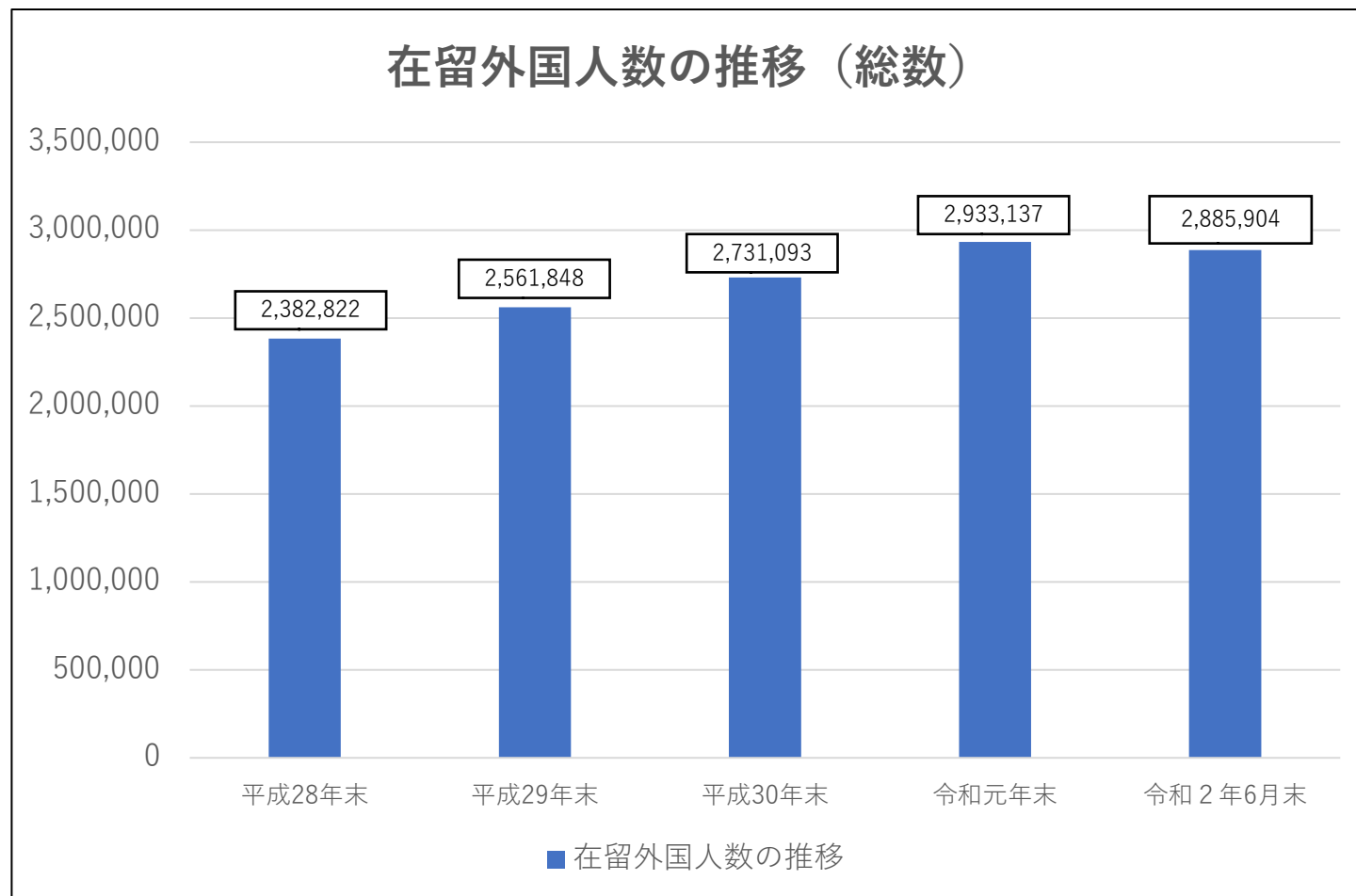
- 1 国内に在住する外国人について
- 2 本市に在住する外国人について
- 3 多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチームの取組について
- 4 本市における今後の多文化共生に係る取組について

1 国内に在住する外国人について



(1) 在住外国人の現状

ア 在住外国人数の推移

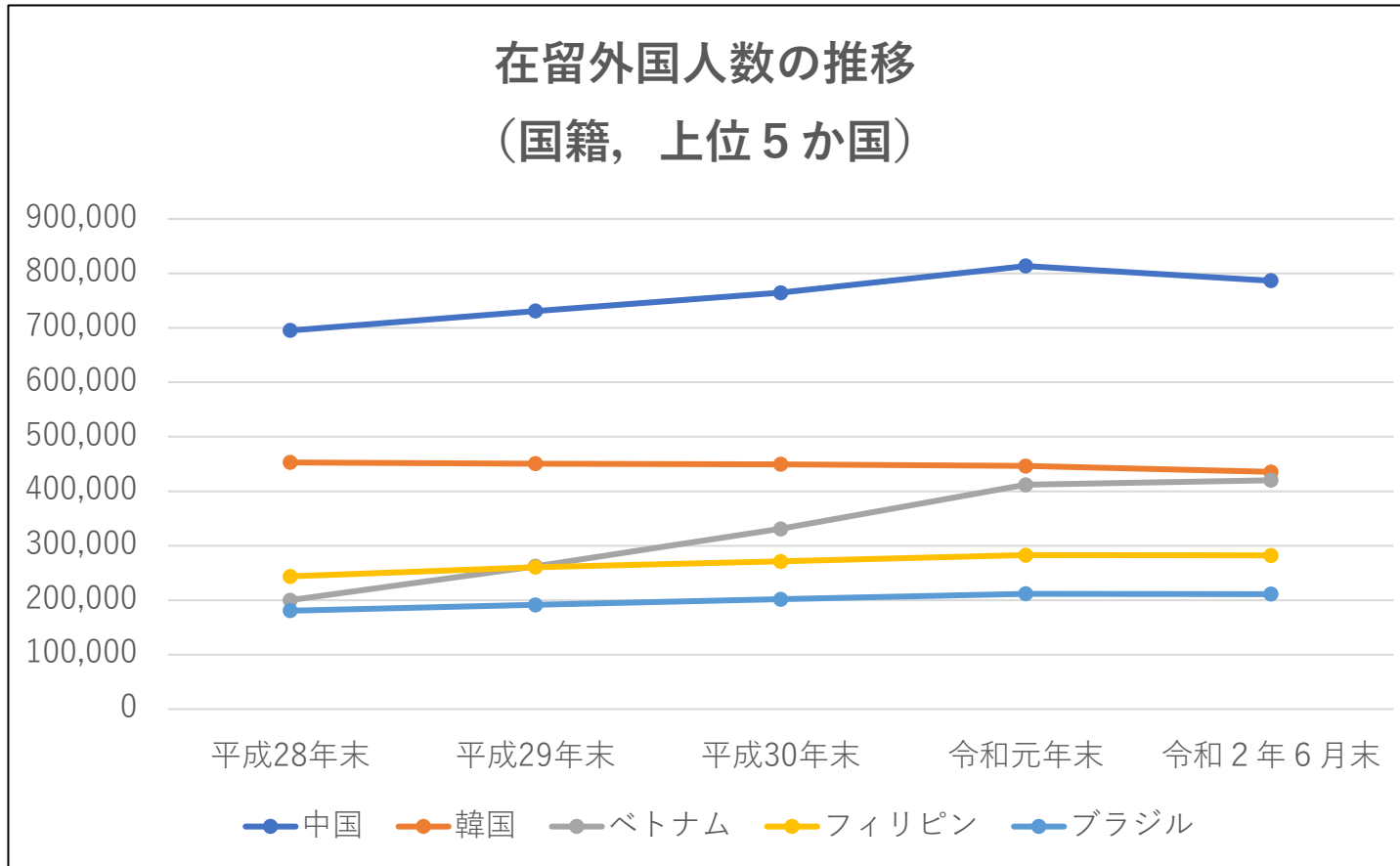


- 国内に在住する外国人は、約290万人であり、平成28年からの5年間で約50万人増加している。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の防止のため、出入国制限等を行っており、昨年と比べて、約4万7千人減少している。

1 国内に在住する外国人について



イ 国籍別の外国人数の推移(上位5か国)

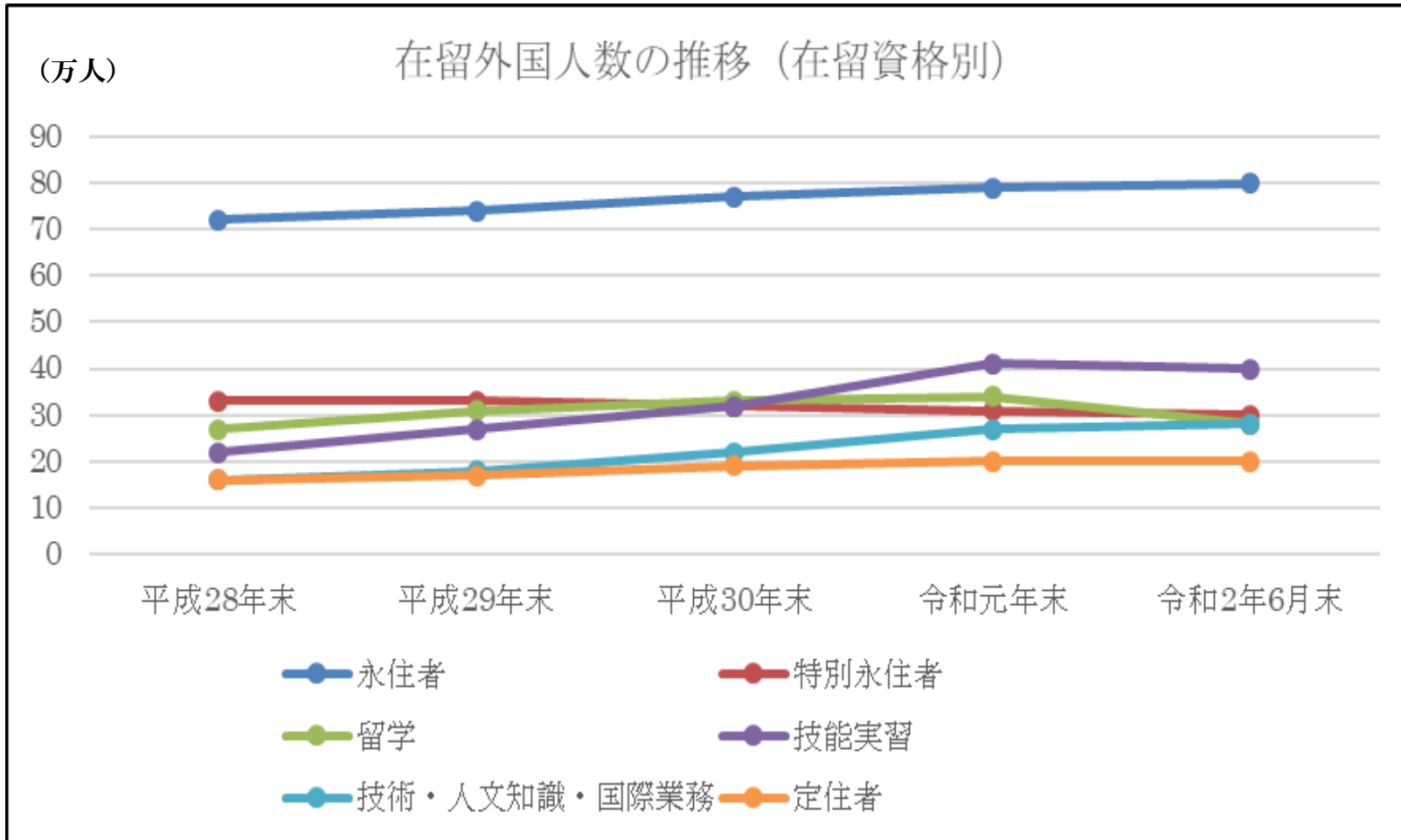


○ 国籍別で最も多いのが中国であり、次いで、韓国、ベトナム、フィリピン、ブラジルの順となっている。

○ 特にベトナムは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、在留外国人が減少する中においても、昨年と比べて約9万人増加している。

資料出所：法務省「在留外国人統計」

ウ 在留資格別の外国人数の推移



資料出所：法務省「在留外国人統計」

- 在留資格別で最も多いのは、永住者であり、次いで、技能実習、特別永住者、留学、技術・人文知識・国際業務、定住者の順となっている。
- 特に技能実習は、ここ5年間で約18万人増加している。

1 国内に在住する外国人について



(2) 改正入管法の施行

こうした増加する外国人や、**人口減少及び少子高齢化に伴う深刻な労働者不足に対応するため**、国は、平成31年（2019年）4月に改正入管法を施行し、介護や宿泊、外食業など**14の特定の産業分野**において、外国人がこれまで以上に日本で働き続けることができる、新たな在留資格である「**特定技能1号**」，「**特定技能2号**」を創設した。

※特定産業分野（14分野）

介護，ビルクリーニング，素形材産業，産業機械製造業，電気・電子情報機器関連産業，**建設**，**造船・船用工業**，自動車整備，航空，宿泊，農業，漁業，飲食料品製造業，外食業 ※現時点では，特定技能2号としての受入れは，下線部の2分野のみに限定

【特定技能1号，2号の概要】

	特定技能1号	特定技能2号
内容	特定産業分野における相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
技能水準	相当程度の知識または経験を必要とする技能を試験等で確認 ※技能実習2号からの移行が可能	熟練した技能を試験等で確認
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ，生活に支障がない程度を基本とし，業務上必要な日本語能力を試験等で確認	不要
在留期間	通算で5年を上限 (1年，6箇月又は4箇月ごとの更新)	在留期間の更新が必要 (3年，1年又は6箇月ごとの更新)
家族の帯同	基本的に不可	要件を満たせば可能（配偶者，子）



(3) 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(平成30年12月)

- 国は、特定技能1号及び特定技能2号の在留資格を新たに創設するに当たり、外国人を適正に受入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、「**外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（126施策）**」を策定した。
- その後、3回の改訂を踏まえ、受入れ環境の更なる充実を図っている。
 - ① 施策を着実かつ強力に推進するために内容を充実（令和元年6月）
 - ② 関連施策の実施状況も踏まえながら内容を充実（令和元年12月）
 - ③ 新型コロナウイルス感染症への対策と共に内容を充実（令和2年7月）

2 本市に在住する外国人について



(1) 在住外国人の現状 ア 在住外国人の推移

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
							人数	割合
特別永住者	20,071	19,497	18,876	18,226	17,706	17,122	16,574	36.3%(10.7%)
留学	8,246	9,115	9,761	10,785	12,153	13,289	10,828	23.7%(9.7%)
永住者	4,999	5,124	5,257	5,338	5,635	5,935	6,112	13.4%(27.8%)
家族滞在	1,366	1,458	1,608	1,864	1,930	2,164	1,988	4.4%(6.9%)
日本人の配偶者等	1,339	1,358	1,431	1,485	1,491	1,496	1,489	3.3%(5.0%)
人文知識・国際業務	961	1,471	1,771	2,153	2,656	3,114	3,174	7.0%(10.0%)
定住者	686	711	716	725	724	728	724	1.6%(7.1%)
教授	542	552	560	588	580	579	470	1.0%(0.2%)
技能実習				896	1,220	1,698	1,726	3.8%(13.9%)
特定技能						9	104	0.2%(0.2%)
その他	2,355	2,323	1,726	1,597	2,356	2,639	2,448	5.4%(8.4%)
総数	40,565	41,609	42,567	44,282	46,451	48,773	45,637	

※各年12月末現在の住民基本台帳登録者数

※割合は、総数に占める割合（カッコ内は、国全体の割合）

- 平成27年から令和元年までの5年で約7千人増加していたが、令和2年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、約3千人減少している。
- 特別永住者と留学が多く、全国で増加している技能実習は少ない。
- 令和2年は、留学の減少が顕著であり、約2千4百人減少している。 8

2 本市に在住する外国人について



(2) 国籍別の人数と割合

	中国	韓国・朝鮮	ベトナム	フィリピン	ブラジル	ネパール	台湾	米国	その他	総数
京都市 (令和2年12月末)	12,776 (28.0%)	19,305 (42.3%)	3,150 (6.9%)	1,228 (2.7%)	169 (0.4%)	855 (1.9%)	1,188 (2.6%)	1,125 (2.5%)	5,841 (12.8%)	45,637
国 (令和2年6月末)	786,830 (27.3%)	463,154 (16%)	420,415 (14.6%)	282,023 (9.8%)	211,178 (7.3%)	95,367 (3.3%)	59,934 (2.1%)	57,214 (2.0%)	509,789 (17.7%)	2,885,904

※カッコ内は、総数に占める割合

- 国籍別で**最も多いのが韓国・朝鮮**であり、次いで、**中国**、**ベトナム**、**フィリピン**、**台湾**の順となっている。
- **全国と比べると**、特別永住者の在留資格を持つ方が多い**韓国・朝鮮**の割合が大きくなっており、一方で、**全国で上位を占めるベトナム**、**フィリピン**、**ブラジル**の割合が小さい。
いわゆるニューカマーではなく、オールドカマーが多いのが本市の特徴である。
- ただし、特別永住者は、毎年約600人減少していく中、留学や技能実習の人数は増えており、国籍別ではベトナム人が増えていることから、上記特徴は今後変化していくと考えられる。

2 本市に在住する外国人について



(3) 区役所・支所別外国籍市民の人数と割合

北	上京	左京	中京	東山	山科	下京
2,712 (2.5%)	3,160 (4.2%)	7,251 (4.7%)	2,808 (2.7%)	1,224 (3.6%)	2,325 (1.8%)	2,692 (3.5%)
南	右京	西京	洛西	伏見	深草	醍醐
5,896 (5.9%)	5,320 (2.7%)	2,083 (2.1%)	853 (1.7%)	4,801 (2.9%)	3,227 (5.4%)	1,285 (3.3%)

※カッコ内は、住民数に占める外国籍市民数の割合

○ 行政区別の割合で見ると、突出して多い区がある状況ではないが、南区、深草支所管内、左京区、上京区の順に多い。

南区は特別永住者が多く、左京区、深草支所管内、上京区では、留学が多い。

3 「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」の取組について



(1) プロジェクトチームの設置

- 今後、増加が予想される外国人と、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、**誰もが暮らしやすい社会の実現や、地域の活性化につなげる方策を検討することを目的**に、全庁横断的に取り組むプロジェクトチームを設置。
- 多文化共生に関する情報や課題共有を行うとともに、各部局の施策を促進する。

【構成員】

役職	所属	
リーダー	文化市民局	地域自治推進室地域コミュニティ活性化・北部山間振興部長
サブリーダー	行財政局	防災危機管理室長
	総合企画局	国際化推進室長
	産業観光局	産業企画室ひと・しごと環境整備担当部長
	保健福祉局	保健福祉部長
	子ども若者はぐくみ局	子ども若者未来部長
	連絡調整担当区	区役所の当番区（地域力推進室長）
	教育委員会事務局	指導部教育改革（初等・中学校教育）担当部長
アドバイザー	京都大学	大学院文学研究科 安里准教授

3 「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」の取組について

(2) プロジェクトチームの活動

- 「プロジェクトチーム」会議 <全8回実施> (令和元年5月～)
 - ・ 第1回会議「キックオフミーティング」：安里准教授による基調報告
 - ・ 第2回会議：多文化共生に係る課題の共有等
 - ・ 第3回会議：多文化共生に係る取組の方向性等
 - ・ 第4回会議：今後の取組予定の共有等
 - ・ 第5回会議：新型コロナウイルスの感染拡大を受け，外国籍市民が抱える問題やその対応について協議
 - ・ 第6回会議：外国籍市民への新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対応等
 - ・ 第7回会議：多文化共生に係る取組の共有等
 - ・ 第8回会議：これまでの取組のまとめ
- 安里准教授による関係部署への個別ヒアリング <全9回実施>
- 京都府プロジェクトチーム事務局との情報交換会 <全2回実施>
- 他都市視察 <多文化共生の先進的な取組を行っている2都市で実施>
 - ・ 名古屋市…災害時において外国人と日本人が助け合うコミュニティ作りを推進
 - ・ 愛知県一宮市…多言語対応を行うため窓口にタブレット翻訳端末を複数台導入



(キックオフミーティング)

3 「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」の取組について

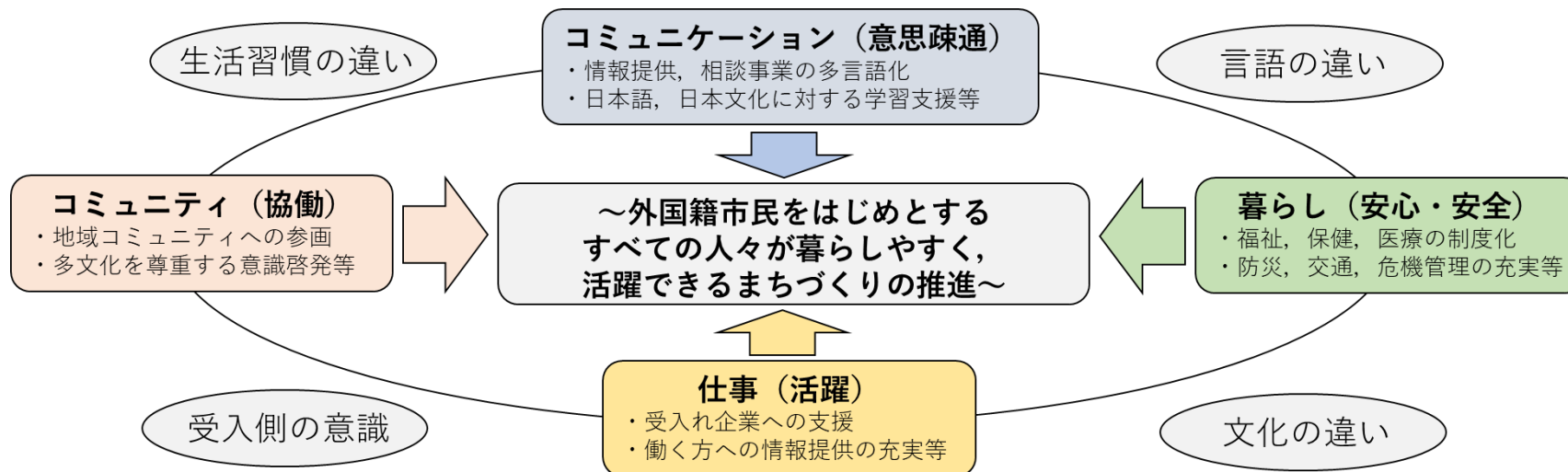


(3) プロジェクトチームの取組

現在、**本市では、改正入管法の施行に伴う外国人の急激な増加が見られない状況ではあるが、ニューカマーへの対策を実施することがオールドカマーや留学生、更には外国人観光客の対策にもつながると考え、取組を進めた。**

ア 多文化共生に係る課題

○ 外国人の方が直面すると言われている、言葉の壁、習慣の壁、制度の壁、心の壁など、様々な壁を取り除き、本市で在住する外国人がいきいきと生活できるよう、**生活のあらゆる場面を想定し、課題・検討内容を次の4つに分け、それぞれに対応する施策を検討することとした。**



3 「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」の取組について



イ 課題解決に向けた取組

課題解決に向けて、主に次の3つの取組を推進

① 多文化共生に係る施策を全庁的に推進

令和2年度に88項目にわたる施策を各局区等が実施

プロジェクトチームとして、各種施策を取りまとめて公表

1 コミュニケーション（意思疎通）

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

- ① 行政生活情報の多言語化
 - ・京都市公式ホームページの多言語化及び「やさしい日本語」での発信
 - ・外国人目線での分かり易い刊行物を作成
 - ・**区役所におけるテレビ型翻訳による多言語対応の充実**
 - ・転入、転出や水道の申込み手続きに係る多言語パンフレットでの説明
 - ・バス、地下鉄での多言語表記や案内
 - ・納税管理人制度の周知ホームページの多言語化
- ② 多文化共生の取組の促進・支援
 - ・外国籍市民総合相談窓口の運営（通訳、相談等）
 - ・京都市国際交流会館事業の推進（交流支援、講座等）

(2) 生活サービス環境の改善等

- ① 福祉サービスの環境整備等
 - ・社会保険等に係る多言語化パンフレットの作成
 - ・通訳派遣（病院、感染症患者、母子保健事業対象者への派遣）
 - ・母子健康手帳等の多言語版の作成
- ② 各種マナー啓発、人権意識等の啓発
 - ・ゴミ出し、自転車ルール等の啓発冊子の発行
 - ・多文化共生や人権啓発を啓発するポスターを制作

(3) 教育環境におけるコミュニケーションの円滑化等

- ① 日本語教育等の充実
 - ・帰国、外国人児童生徒への日本語指導や母語支援員による適応支援
 - ・外国人学校の支援
 - ・**教育現場における翻訳機導入によるコミュニケーション支援**
 - ・京都市国際交流会館事業の推進（日本語教室の開催）
- ② 学校生活における支援
 - ・通訳派遣（児童・生徒や進路相談時の親への派遣）
 - ・**多言語による小学校生活親子オリエンテーション**

2 暮らし（安心・安全）

(1) 防災の情報発信・共有

- ・119番通報時や災害現場活動時における多言語通訳
- ・防災ポータルサイトや防災関連パンフレットの多言語化
- ・英語版火災予防動画を使用した火災予防啓発
- ・**災害時の避難所における多言語電話通訳**
- ・**外国人への救急対応・防火防災指導の充実**

(2) 留学生の受け入れ環境整備等の支援

- ・来日直後の留学生を対象としたガイダンスを実施
- ・住宅情報サイトの活用や市営住宅の入居募集などの住居支援
- ・国民健康保険料の支払いにかかる負担を軽減

3 コミュニティ（協働）

(1) 地域・市民活動への参加の推進等

- ・外国籍市民に対するまちづくり・お宝バンクの取組支援
- ・地域の生活習慣や外国籍市民の文化などを学び合う教室を実施
- ・京都市多文化施策審議会の運営

(2) 自治会加入の促進

- ・自治会、町内会加入促進パンフレットの作成

4 仕事（活躍）

(1) 地域での安定した就労の支援等

- ・観光関連事業で働く方へ京都のおもてなし・文化等を学ぶ勉強会を実施
- ・**介護の担い手となる外国人の就労・定着に向けた研修の実施**

(2) 留学生の地元企業への就職支援

- ・就職支援マッチングサイトの運営やセミナーの開催

3 「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」の取組について



② 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」のキャッチアップ

国の総合的対応策で本市に活用できる取組がないか、各局に情報提供及び活用状況等を確認

【総合的対応策の本市での主な活用事例】

- ・ 「京都市外国籍市民総合相談窓口」の設置（総合企画局）
- ・ 国際交流協会と連携した日本語教育の推進（総合企画局）
- ・ 留学生の就職等の支援（一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため、在留諸申請手続きの際の提出書類の簡素化について、対象となる中小企業等を拡大するよう国に対し要望を行っている。）（総合企画局）
- ・ 高齢者福祉施設に勤務する外国人を対象とした集合研修の実施（保健福祉局）
- ・ 夜間中学校での義務教育を修了していない外国人生徒等の受入れ（教育委員会事務局）

③ 本市各種計画に多文化共生の視点を反映

【本市各種計画への主な反映事例】

- ・ 「京都市基本計画 政策の体系」（総合企画局，文化市民局）
- ・ 「京都市国際戦略ビジョン（案）」（総合企画局）
- ・ 「大学のまち京都・学生のまち京都推進計画2019-2023」（総合企画局）
- ・ 「京都市人権文化推進計画（改訂版）」（文化市民局）
- ・ 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」（文化市民局）
- ・ 各区基本計画（全区）

3 「多文化共生のまちづくり推進プロジェクトチーム」の取組について

ウ 新型コロナウイルス禍における取組

こうした取組を実施してきた中、新型コロナウイルス感染症が流行し、プロジェクトチームのアドバイザーである安里准教授（京都大学大学院文学研究科）から、「帰国できないことや、宿泊業・飲食業を中心に休業や失業状態に陥り困っている外国人が増えている。そのため、休業支援、住宅の確保、緊急小口資金など生活に係る情報提供や各種支援の相談窓口が必要」との助言を受け、在住する外国人向けに**コミュニケーション支援を中心に緊急対応を行った。**

【主な取組】

- ・ 特別定額給付金における各種支援（コールセンターの多言語化（13言語）、申請方法の説明会）
- ・ 区役所・支所にテレビ電話型翻訳タブレット端末を緊急配備
- ・ 「京都市外国籍市民総合相談窓口」において、感染症相談等の電話通訳を実施
- ・ 外国籍市民向けのよくある問い合わせ一覧（日英表記）を市ホームページに掲載
- ・ ICT（Zoom）を活用した母語による保護者向けの相談を実施（英語、中国語、フィリピン語）等



（テレビ電話型翻訳タブレット端末）



（京都市情報館トップ画面掲載箇所）



(3) まとめ

ア 成果

- ・外国籍市民等に対するコミュニケーション支援の取組を推進
- ・各局区等における多文化共生に関する意識を醸成
- ・プロジェクトチームの枠組みを活用したコロナ禍における機動的な対応

イ 本市における多文化共生に関する継続課題

- ・より多くの外国籍市民等に対する迅速かつきめ細かな情報の発信
- ・乳幼児期から老年期までライフサイクルに応じた切れ目ない支援の実施
- ・より多くの外国籍市民等が自治会や消防団活動等の地域活動に参画する機会等の創出による地域コミュニティ活性化
- ・日本語教育機会の充実
- ・社会保険加入推進と無年金の防止
- ・有効性のある施策を実施するためのエビデンスの獲得 等

※ これらの課題は、安里准教授による個別ヒアリング等を通して各部署と共有しており、引き続き、検討、実施に向けて取り組んでまいります。

4 本市における今後の多文化共生に係る取組について



「京都市国際戦略ビジョン（案）」に示されている今後の取組の方向性を基に、環境変化等に柔軟に対応しながら推進していく。

（1）取組の方向性

- ① 多言語による情報提供・コミュニケーション支援
- ② 外国籍市民等が安心・安全に暮らせる体制整備
- ③ 外国籍市民等による地域・市民活動への参加促進
- ④ 外国籍市民等の地域での就労支援

（2）取組イメージ

- ・ 外国籍市民総合相談窓口の充実
- ・ 日本語教育の充実
- ・ 外国人児童生徒等に対するサポートの実施
- ・ 区役所窓口における多言語対応タブレット配置
- ・ 防災ポータルサイトの多言語化
- ・ 審議会への外国籍市民委員の参加促進
- ・ 留学生と企業がつながる機会の創出等による、留学生の就職・採用支援

※同ビジョン（案）意見募集冊子より一部抜粋

4 多様性を生かしたまちづくりが進み、市民の生活が豊かになっているまち

あらゆる市民が、異なる文化的背景や考え方、価値観等を認め合うとともに、外国籍市民等がもつ多様性を生かしたまちづくりを進め、交流が深まることにより、新たな価値や発想が創造され、豊かな市民生活が送れるまち



【参考】「京都市国際戦略ビジョン（案）」
で示している本市が目指す国際都市像



(3) 今後の推進体制

本市では、現在約4万6千人の外国籍市民が生活されており、新型コロナウイルス感染症拡大により、出入国制限が行われ、その数は前年に比べて減少した。しかし、今後再び増加していくことが予想され、多文化共生に関する取組は、**継続的に取り組んでいく必要**がある。

そのため、今後は、本市が目指す国際都市像の実現に向け、京都市国際戦略ビジョンに基づく国際交流・多文化共生事業を機動的に展開していくため、**既存の庁内会議(国際化推進会議、多文化共生部会)の再編と新たに設置する予定である「京都市国際交流・多文化共生審議会」(仮称)を有機的に連動させるよう、推進体制を構築**し、全庁横断的に情報共有、事業の協働に取り組んでいく。

【参考】「京都市国際交流・多文化共生審議会」(仮称)について

国際交流・多文化共生施策に関する議論をより効率的に行うため、既存の附属機関である「国際化推進プラン点検委員会」及び「多文化施策審議会」を新審議会に再編する。(令和3年度統合予定)